

## 《 こども園の利用料について（4・5歳児） 》

令和5年1月 丹波篠山市教育委員会

### 1. 各種利用料の金額

(1) 保育料は無料です。

(2) 給食費

世帯区分	1号認定 (学校給食費)	2号認定 (こども園給食費)
生活保護法による被保護世帯及び市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	0円	0円
市民税所得割課税額 77,101円以上の世帯	3,400円	6,440円

※ 1号認定は短時間保育（朝から昼過ぎまで）、2号認定は長時間保育（朝から夕方まで）です。

※ 2号認定のこども園給食費は、通常期の学校給食のほか、おやつ、土曜日・長期休業期間の給食も含まれた金額です。

- ① 同一世帯にお子さまが2人以上いる場合、1号・2号とも第2子は上記の半額、第3子以降は無料です。
- ② 4月～8月までの金額は、令和4年度の世帯の課税状況をもとに、9月～3月までの金額は、令和5年度の世帯の課税状況をもとに決定します。  
※令和4年1月2日以降に丹波篠山市に転入された方は、以前の住所地での令和4年度所得課税証明書の写しをご提出ください。  
※事務の手続き上、保育料が無償化される前の金額を把握する必要があります。そのため、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯に該当される場合は、児童扶養手当受給者証や障害者手帳等の写しを提出ください。
- ③ 1号認定は1食230円(第2子は115円)、2号認定は1食(おやつ代を含む)280円(第2子は140円)で、年間給食数に基づいて年度末に精算します。精算結果によっては返金となる場合があります。その場合は、5月中旬に登録口座へ返金します。
- ④ 家庭の状況が変わり認定が変更となる場合は、原則として別途申請いただく必要があります。分かり次第、早めに申請してください。

(3) バス利用料

2,000円/月	1世帯から2人以上が幼稚園、保育園またはこども園に在籍してバスを利用されている場合、2人目以降からバス利用料が半額になります。 該当される場合は減免申請書を提出ください。※申請書はこども園にあります。
----------	---

### 2. 納入方法

給食費・バス利用料ともに、原則口座振替でお願いします。

### 3. 振替口座の登録・変更

振替口座の登録が必要になります。登録・変更される場合は、口座振替納付依頼書に必要事項を記入しご提出ください。

※1 取扱金融機関は、三井住友銀行・みなと銀行、但馬銀行、中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、丹波ささやま農業協同組合、ゆうちょ銀行です。

※2 登録完了までに1ヶ月程度かかる場合があります。その間、納付書による納付をお願いする場合があります。

### 4. 口座振替日

科目	口座振替日	再振替日
1号認定(学校給食費)	当月25日	翌月15日
2号認定(こども園給食費)	当月末	なし
バス利用料	当月末	なし

※振替日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日となります。

### 5. 領収書

領収書は発行しておりませんのでご了承ください。

### 6. 利用料を納め忘れたとき

残高不足等により口座振替できなかった場合や、納付書の納期限までに納付が確認できない場合は、翌々月15日頃に督促状を発送しますので、指定する期限までに市役所会計課・各支所・金融機関等窓口でお支払いください。

滞納されますと納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、自宅への電話催告・訪問徴収、滞納処分（給料・預貯金・土地・家屋などの差押え）、児童手当からの徴収等を行います。

